第９条（業務協力）　乙は、甲から依頼をうけた業務の遂行に関して他の士業に属する業務などにより当該業務部分については必要におうじて他の士業との連携するのもとする。また、同様に他の行政書士の協力が必要とされる業務部分についても同様とする。

第 10 条（契約解除）　当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、他方の当事者は何らの催告もせず、直ちに本契約を解除することができる。

第 11 条（合意管轄）　本契約より生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

第 12 条（協議）　本契約について定めのない事項については、甲乙の協議するところにより定める。本契約中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

なお、当該契約は民法第 644 条の委任契約の性質を有します。

本契約の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙各自記名捺印のうえ各１通を所持する。

平成　　年　　月　　日

甲（委託者）

㊞

福岡県福岡市博多区千代四丁目 29－49
グローリー県庁前 502 号
乙（受託者）　　　前原行政書士事務所

行政書士　前原　浩㊞